◎新潟県告示第195号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成28年２月19日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

事業所の名称	事業所の所在地	休止したサービスの種類	休止年月日
ホームヘルプステーション福戸	長岡市大荒戸972-３	訪問介護	H28.2.1
ホームヘルプステーション福戸	長岡市大荒戸972-３	介護予防訪問介護	H28.2.1